

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2025年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	5	「以下の エラー！参照元が見つかりません。」の文言は誤記と認識しております。修正願います。	ご記載の通りです。本業務マニュアルを修正いたします。
2	10	1.4.1.2.「調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合は、当該重複コマに関してリクワイアメントを満たしているものとみなします。」とあるが、このリクワイアメントを満たしているものとみなす評価が現在、実効性テスト及び代替報告に使えない状況のため、実受給期間と同様の取扱いとしていただきたい。	実効性テストに関しては、電源等リスト単位での実効性を確認する、という観点からこの取扱いの対象外としています。
3	12	(1)-4 例外的な発動要請につき、「継続時間3時間未満の発動要請の場合」を追記頂きたい。	今後継続時間3時間未満の発動要請はしない方針のため、現在の記載の通りとさせていただきます。
4	12	「(1)-5指令への応諾確認」について、「指令を応諾した旨が返信されない場合、一般送配電事業者から容量提供事業者へ、確認の連絡が行われる場合があります。」とあるが、指令応諾の旨の返信がない場合の一般送配電事業者からの確認の連絡は必ずいただきたい。指令を応諾した旨が返信されない場合、容量提供事業者側のシステムトラブル等により容量提供事業者が指令を認知できていない可能性がある。発動指令時は需給ひっ迫時であり確実な応動が求められると思料するため、是非ご対応いただけないか。	発令方法については、必要に応じ一般送配電事業者と協議してください。
5	13	2026年度向け容量市場実効性テストにおいて、一般送配電事業者から簡易指令システムを経て受け取った電文に含まれるMarketcontextに誤りがあった。誤っていることを即座に一般送配電事業者へ確認をしたかったが、業務マニュアルにはメールアドレスのみの記載で確認に時間を要した。問い合わせ用の電話番号を記載いただきたい。	電話番号についてはタイムリーな更新が難しいため、現在の記載の通りとさせていただきます。
6	14	一般送配電事業者毎に、Marketcontext採番の考え方が異なっており、事業者側システムではその全てに対応できるように改修を求められ、非効率な状態になっている。具体的には、実効性テストであることを、サービス識別子で判断させるか、契約識別子で判断させるか、エリア毎に異なっている。考え方を統一いただきたい。	Marketcontextの考え方については、一般送配電事業者にお問い合わせください。
7	23	2.2.2.需要抑制のベースライン算定（当日調整）について、DR実施時間の5時間前から2時間前というのを、6時間前から3時間前までの6コマにて算定する方法を検討していただきたい。検討を依頼する理由は5点。1.発動指令が発動の3時間前に出た時点で予備力が不足しているとTSOが算出しており、ベースライン算定もその時点を起点にできるのではないか。2. 2020年のERABにて4-1時間前から5-2時間前に検討された際の懸念点であった「需要量を増やしてベースラインを意図的に大きくすることができてしまう可能性がある観点」は現時点でも残っていると思われる。3. 類型1-②において、小売りによって対応が違いアグリゲーターの作業が複雑な中、ベースラインの計算を含め発動までの3時間の間にアグリゲーターに作業の優先順位を作る余裕が欲しい。4. 3つ目と一部重複するが今夏の様な複数管区で時間差ありの多発動時にベースラインの算定が発令後1時間でできないのは作業効率が悪い。5. 参加するリソースによっては、人の配置などの準備に2時間近く要す需要抑制の地点があり発令後すぐにベースラインの算定を行い目標電力が判明する方が利点が高い。また、5-2時間前の方が良い事業者もいることを考えると選択肢として6-3時間前を追加するのを含め検討していただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
8	23	注8「発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼（例外的な発動要請）の時間帯に1コマでも重なっていた場合は、High 4 of 5（当日調整なし）でベースラインを算定します。」と整理されているが、実際には一般送配電事業者の依頼によらず、系統ひっ迫による卸電力市場の時間前市場取引価格の高騰を受けて経済DRの実施を試みる事業者もいる。その経済DR実施が、発動指令電源のベースライン算定に影響を与える可能性がある場合には、卸電力市場への供出を控えることとなり、本来活用できうる供給力が市場へ供出されず有効活用されない恐れがある。従い、発動指令が行われる同日に経済DRが実施された場合においても、「当日調整なし」でベースラインを算定することとしていただきたい。あるいは発動指令が行われる同日に実施された経済DRの先頭コマを基準とした「当日調整値」を、当日の以降の発動対象コマへ適用することとしていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
9	31	注釈12の「～FIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合は、2024年3月10日までに～」と記載があるが、2024年度向けの日付と思われる。2025年度向けの期日はいつであるか。	ご記載の通りです。本業務マニュアルの記載を修正いたします。
10	31,32	注釈12の記載がP31～P32にまたがっているため読みにくい	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルを修正いたします。
11	41	不一致解消を短期間で実現するためにも、発動指令電源の突合結果について、表3-1の通知されるメールにも算定対象日のHigh 4 of 5の日も併せて表示いただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
12	45	3.1.2.1異議申立につき、各地点の実績確認に、貴機関同様、一定日数を要す為、メールを受領した日を含めて5営業日以内を、10営業日以内に変更頂きたい。	アセスメント結果仮確定に関する異議申立については、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。
13	45	アセスメント結果仮確定に対する異議申立時期について、「アセスメント結果の受領日を含む5営業日」とあるが、対象地点が複数ある場合、調査に相応の期間を要するため、異議申立期間を10営業日まで延長して欲しい。	アセスメント結果仮確定に関する異議申立については、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。
14	47	表3-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目のうち「件名」について、対象年月分も記載することとしていただきたい。 （理由）複数月分の異議申立てを同時期に実施しているため、メール検索、および貴機関とのやり取りをスムーズに行うため （修正案）（YYYYMM月分）【XXXX（事業者コード）】アセスメント結果仮確定に対する異議申立	ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。
15	56	発動実績算定諸元一覧について、業務マニュアル実効性テスト編における同様式のように、ベースライン算定における除外日の記載欄の追記は不要でしょうか？	2025年度実需給期間中の発動実績算定諸元一覧においても、除外日を記載いただきます。頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルへ反映いたします。

16		今夏（2024/8/2）九州エリアにおいて継続時間（3時間）に満たない2時間30分の発動指令があった。リクワイアメント対応窓口へ当該取扱いについて問い合わせしたところ、「例外的な発動要請として取扱い、リクワイヤメント・アセスメントの対象外とする。」と回答をいただいたが、今回のように、リクワイアメントの対象外としたものに関しては、ベースライン・発動実績の算定と登録の手続きは不要とマニュアルに明記いただきたい。 同様に、「例外的な発動要請として、年間13回以上または1日2回以上の発動要請が出される場合は、リクワイアメントの対象外となる」との記載があり、この場合もベースライン・発動実績の算定と登録の手続きは不要とマニュアルに明記いただきたい。	今後継続時間3時間未満の発動要請はしない方針です。例外的な発動要請として、年間13回以上または1日2回以上の発動要請が出される場合は、ベースライン・発動実績の算定と登録の手続きは不要である旨を本業務マニュアルに反映いたします。
17	全般	各所「2024」の表記について、2025年度の場合は必要に応じて2025と読み替えればよいか	ご認識の通りです。